## 別表 3 分析方法等

## 1 公共用水域

	公共用小城		
区分	項目	<u>                                   </u>	海 域
"	pН	告示第59号に基づく方法	同左
	<b>P11</b>	(規格12.1)	14 7
l		規格32.1及び	
生	BOD	告示第59号に基づく方法	_
		(規格21)	
活	COD	告示第59号に基づく方法 (規格17)	同 左
10		規格14.1又は	
	SS	告示第59号に基づく方法(付表8)	_
環	DO	告示第59号に基づく方法	同 左
		(規格32又は隔膜電極法)	四
	大腸菌群数	BGLB培地によるMPN法	同 左
境		規格24.4若しくは	_
	n-ヘキサン抽出物質	上水試験方法VI-4 28.2又は	同 左
		告示第59号に基づく方法(付表10)	
項		規格45.2若しくは   規格45.3又は	
	全窒素		同 左 (規格45.4)
┃		(45.4)	(2011140.4)
"	9点 全燐	告示第59号に準じる方法	
	全海	(規格46.3)	<b>同</b> 左
	全亜鉛	告示第59号に準じる方法	同 左
	主里如	(規格53又は付表9)	(DDTC抽出法又は固相抽出法)
	カドミウム	告示第59号に基づく方法	同 左
	7.1.17	(規格55)	(DDTC抽出法)
	全シアン	告示第59号に基づく方法	同 左
		(「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」) 告示第59号に基づく方法	同 左
健	鉛	百小泉59万に塞つく万伝   (規格54)	同 左 (DDTC抽出法)
	I de la companya de l	告示第59号に準じる方法	_
	六価クロム	(規格65.2)	同左
	ri.	上水試験方法VI-3 17.3及び	
	<b>妣 素</b>	告示第59号に準じる方法	同 左
		(規格61.2又は61.3)	
l	総水銀	規格66.1又は	同 左
康		告示第59号に基づく方法(付表1)	
	アルキル水銀	規格66.2又は	同 左
1		告示第59号に基づく方法(付表2) JIS K0093又は	
	PCB	告示第59号に基づく方法(付表3)	一 同 左
		上水試験方法VI-4 3.4及び	
	ジクロロメタン	告示第59号に基づく方法	同 左
項		(JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	
		上水試験方法VI-4 3.4及び	
	四塩化炭素	告示第59号に基づく方法	同 左
		(JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	
	1.0.2%	上水試験方法VI-4 3.4及び	
目	1,2-ジクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2)	
		(J15 kU1250/5.1、5.2、5.3.1又(よ5.3.2) 上水試験方法VI-4 3.4及び	
	1.1-ジクロロエチレン	告示第59号に基づく方法	同 左
1		(JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	
1		上水試験方法VI-4 3.4及び	
1	シス-1, 2-ジクロロエチレン		同 左
		(JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	

区	II	河 川	海 域	
分	項 目	分析方法	分析方法	
1		上水試験方法VI-4 3.4及び	77 11 77 16	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	告示第59号に基づく方法	同 左	
	1,1,1	(JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	1.4	
		上水試験方法VI-4 3.4及び		
	1, 1, 2-トリクロロエタン	告示第59号に基づく方法	同 左	
	1,1,2 199 111190	(JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	H] ZL	
		大式験方法VI-4 3.4及び		
	トリクロロエチレン	上小路駅が伝がする。4次の 告示第59号に基づく方法	同 左	
健		日が第39号に基うくが伝 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	円 左	
) DE		大式験方法VI-4 3.4及び		
	  テトラクロロエチレン	上小説駅ガ伝VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法	同 左	
			同 左	
		(JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)		
	10384	上水試験方法VI-4 3.4及び		
	1, 3-ジクロロプロペン	告示第59号に基づく方法	同 左	
		(JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1)		
	·	環水管第27号・環水規第21号及び		
康	チウラム	告示第59号に基づく方法	同左	
		(付表4)		
		JIS K0128及び		
	シマジン	上水試験方法VI-4 2.2並びに	同左	
		告示第59号に基づく方法		
		(付表5の第1又は第2)		
		JIS K0128及び		
	チオベンカルブ	上水試験方法VI-4 2.2並びに	同 左	
項		告示第59号に基づく方法		
		(付表5の第1又は第2)		
		上水試験方法VI-4 3.4又は		
	ベンゼン	告示第59号に基づく方法	同左	
		(JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)		
	セレン	告示第59号に準じる方法	同 左	
		(規格67.2又は67.3)	R 4	
		上水試験方法VI-2 12.3又は		
目	硝酸性窒素	告示第59号に準じる方法	同左	
		(規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5)		
	<b>正硝酸性窒素</b>	告示第59号に準じる方法	同 左	
	型阴政江至米	(規格43.1)	<b>н</b> , <u>ж</u>	
	ふつ素	告示第59号に基づく方法	_	
	ペーンボ	(規格34.1又は付表6)	_	
		上水試験方法VI-3 4.2及び		
	ほう素	告示第59号に基づく方法	_	
		(規格47.1若しくは47.3又は付表7)		
		上水試験方法VI-4 3.4及び		
	クロロホルム	環境庁通知に基づく方法	_	
		(JIS K0125の5.1又は5.2)		
要		上水試験方法VI-4 3.4及び		
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン		_	
監	, - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(JIS K0125の5.1又は5.2)		
		上水試験方法VI-4 3.4及び		
視	1, 2-ジクロロプロパン	環境庁通知に基づく方法	_	
		(JIS K0125の5.1又は5.2)		
項		上水試験方法VI-4 3.4及び		
	p-ジクロロベンゼン	環境庁通知に基づく方法	_	
目		(JIS K0125の5.1又は5.2)		
		JIS K0128及び		
		J13 k0126及び  上水試験方法VI-4 2.2並びに		
	イソキサチオン	エバス級カ伝 VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法	_	
		(付表1の第1)		

区	項目	河川	海域
分	<b>7</b> F	分 析 方 法	分 析 方 法
	ダイアジノン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	_
	フェニトロチオン(MEP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	_
要	イソプロチオラン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	-
	オキシン銅	環境庁通知に基づく方法 (付表2)	_
	クロロタロニル(TPN)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	_
監	プロピザミド	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	_
視	EPN	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	_
	ジクロルボス(DDVP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	_
	フェノブカルブ(B PMC)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	_
項	イプロベンホス(IBP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	_
目	クロルニトロフェン(CNP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	_
	トルエン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	_
	キシレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	-
	フタル酸ジエチルヘキシル	上水試験方法VI-4 14.3及び  環境庁通知に基づく方法   (付表3の第1又は第2)	-
	ニッケル	規格59.2又は環境庁通知に準じる方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)	_
	モリブデン	環境庁通知に準じる方法 (規格68.2又は付表4若しくは付表5)	-

区	項目	河 川	海域
分		分 析 方 法	分 析 方 法
要		環境庁通知に準じる方法又は	
	アンチモン	(規格62.2又は付表6)	_
		環境省通知(ロ)に基づく方法	_
		(付表5の第1、第2又は第3)	
	He Hand and a second	環境省通知(ロ)に基づく方法	
監	塩化ビニルモノマー	(付表1)	_
		環境省通知(ロ)に基づく方法	
	エピクロロヒドリン	(付表 2)	_
視	1,4-ジオキサン	環境省通知(ロ)に基づく方法	
"		(付表3の第1又は第2)	_
	A	環境省通知(ロ)に基づく方法	
項	全マンガン	(規格56.2、56.3、56.4又は56.5)	_
~		環境省通知(ロ)に基づく方法	
	ウラン	(付表4の第1又は第2)	_
目		環境省通知(イ)に基づく方法	
-	フェノール	(付表1)	_
	ホルムアルデヒド	環境省通知(イ)に基づく方法	
		(付表2)	_
		告示第64号に基づく方法	
特	クロム	古小弟 6 4 芳に基づく万伝   (規格65.1)	_
1 <del>111</del>		(风格00.1)  告示第64号に基づく方法	
724-	銅		_
殊		(規格52.2、52.3、52.4又は52.5)	
175	鉄	告示第64号に基づく方法	_
項		(規格57.2、57.3又は57.4)	
۱ ـ	マンガン	告示第64号に基づく方法	_
目		(規格56.2、56.3、56.4又は56.5)	
	フェノール類	告示第64号に基づく方法	_
		(規格28.1)	
	アンモニア性窒素	規格42に準じる方法	同 左 -
そ	無機性リン	規格46.1.1に準じる方法	同 左
	陰(オン界面活性剤	規格30.1に基づく方法	
他	濁度	上水試験方法IV-1 3.3.3又は3.3.4に基づく方法	同 左
の	電気伝導度	規格13に基づく方法	同 左
項	C 1イオン	河川水質試験方法(案)45 参考法2又は	同 左
目		JIS K0101の32に基づく方法	, -
	クロロフィルa	上水試験方法VI-4 20.2又は27.2に準じる方法	同 左
	トリハロメタン生成能	告示第30号に基づく方法	_
	気 温	規格7.1に基づく方法	同 左
	水温	規格7.2に基づく方法	同 左
般	外観	規格8に準じる方法	同 左
項	臭 気	規格10に準じる方法	同 左
目	透視度	規格9に基づく方法	同 左
L	透明度	_	海洋観測指針による方法

- 注)1:「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。
  - 2:「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。
  - 3:「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。
  - 4:「告示第64号」とは、『排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法』 (昭和49年9月30日環境庁告示第64号)をいう。
  - 5:「告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施 行規則第五条第二項に基づく環境大臣が定める検定方法』(平成7年6月16日環境庁告示第30号)をいう。
  - 6:「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方 法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。
  - 7:「環境省通知(イ)」とは、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』(平成 15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知)をいう。
  - 8:「環境省通知(ロ)」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)をいう。
  - 9:「環水管第27号・環水規第21号」とは、『環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法及び水質汚濁防止 法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法について』(平成6年1月25日環境水管第27号 ・環水規第21号環境庁水質保全局水質管理・水質規制課長連名通知)をいう。
  - 10:特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解姓鉄、溶解性マンガンを実施

## 2 地下水

区分	項目	分 析 方 法
	カドミウム	告示第10号に基づく方法
	W 1 2 9 A	(規格55)
	全シアン	告示第10号に基づく方法
	土ンノン	(「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)
	鉛	告示第10号に基づく方法
	本日	(規格54)
	六価クロム	告示第10号に準じる方法
	八個ノロム	(規格65.2)
	7)	上水試験方法VI-3 17.3及び
環	砒 素	告示第10号に準じる方法
		(規格61.2又は61.3)
	総水銀	告示第10号に基づく方法
	7.2.7.7.7.	(告示第59号の付表1)
	アルキル水銀	告示第10号に基づく方法
		(告示第59号の付表 2)
	PCB	告示第10号に基づく方法
境		(告示第59号の付表3)
		上水試験方法VI-4 3.4及び
	ジクロロメタン	告示第10号に基づく方法
		(JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
		上水試験方法VI-4 3.4及び  告示第10号に基づく方法
	四塩化炭素	古小泉10万に送りて万伝   (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
基		(J13 k01250/05.1、5.2、5.5.1、5.4.1又(45.5)
245	1.2-ジクロロエタン	告示第10号に基づく方法
	1,2 39 11 11 9 3	(JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2)
		上水試験方法VI-4 3.4及び
	1.1-ジクロロエチレン	告示第10号に基づく方法
		(JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
		上水試験方法VI-4 3.4及び
準	シス-1, 2-ジクロロエチレン	告示第10号に基づく方法
		(JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
		上水試験方法VI-4 3.4及び
	1, 1, 1-トリクロロエタン	告示第10号に基づく方法
		(JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
		上水試験方法VI-4 3.4及び
	1, 1, 2-トリクロロエタン	告示第10号に基づく方法
項		(JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
		上水試験方法VI-4 3.4及び
	トリクロロエチレン	告示第10号に基づく方法
		(JIS K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5)
	m, m,	上水試験方法VI-4 3.4及び
	テトラクロロエチレン	告示第10号に基づく方法
		(JIS K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5)
目	1.3-ジクロロプロペン	上水試験方法VI-4 3.4及び
	1, 5-59 6 6 7 6 4 5	告示第10号に基づく方法
		(JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1) 環水管第27号・環水規第21号及び
	チウラム	国時代10号に基づく方法
		(告示第59号の付表4)
		JIS K0128及び
		上水試験方法VI-4 2.2並びに
	シマジン	告示第10号に基づく方法
		(告示第59号の付表5の第1又は第2)
<u> </u>	L	

区分	項目	分析 方法
	チオベンカルブ	JIS K0128及び
		上水試験方法VI-4 2.2並びに
		告示第10号に基づく方法
		(告示第59号の付表5の第1又は第2)
環	ベンゼン	上水試験方法VI-4 3.4又は
		告示第10号に基づく方法
境		(JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
	セレン	告示第10号に基づく方法
基		(規格67.2又は67.3)
		上水試験方法VI-2 12.3及び
準	硝酸性窒素	告示第10号に準じる方法
		(規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5)
項	亜硝酸性窒素	告示第10号に準じる方法
	亚州政江里外	(規格43.1)
目	ふっ素	告示第10号に基づく方法
	2 3/1	(規格34.1又は告示第59号の付表6)
		上水試験方法 VI-3 4.2及び
	ほう素	告示第10号に基づく方法
		(規格47.1若しくは47.3又は告示第59号の付表7)
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び
要		環境庁通知に基づく方法(JIS K0125の5.1又は5.2)
監	_	規格59.2又は
視	ニッケル	環境庁通知に準じる方法
項		(規格59.3又は付表4若しくは付表5)
目	アンチモン	環境省通知に基づく方法
		(付表5の第1、第2又は第3)
その他	pН	規格12.1に基づく方法

- 注)1:「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。
  - 2:「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。
  - 3:「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第 59号)をいう。
  - 4:「告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』(平成9年3月13日環境庁 告示第10号)をいう。
  - 5:「環境省通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』 (平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長 通知)をいう。